

金沢市地域福祉計画 2018
成年後見制度利用促進編

令和3年3月
金沢市

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| | 1 計画策定の背景 | |
| | 2 計画の位置づけ | |
| | 3 計画期間 | |
| 第2章 | 成年後見制度に関する状況 | 3 |
| | 1 金沢市における状況 | |
| | 2 金沢家庭裁判所管内（石川県内）の状況 | |
| | 3 金沢市における成年後見制度等に関する取組み | |
| | 4 成年後見制度の利用促進に向け取り組むべき課題 | |
| 第3章 | 計画の方向性 | 9 |
| 第4章 | 具体的取組み | 11 |
| | 1 金沢権利擁護センターの機能強化 | |
| | 2 成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用 | |
| | 3 権利擁護関係機関による地域連携ネットワークの構築 | |
| | 4 中核機関の設置・運営 | |
| | 5 不正防止の徹底と制度利用のしやすさとの調和 | |

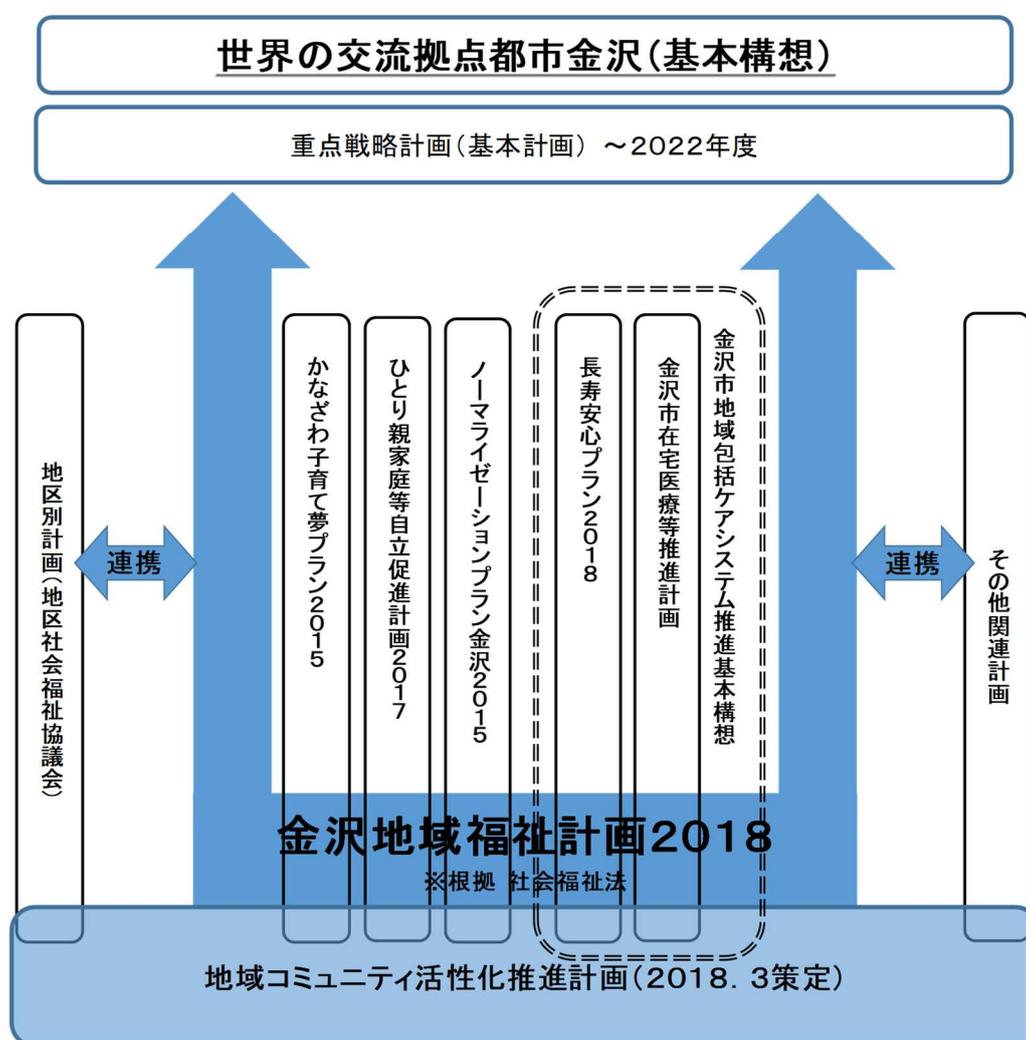
【参考資料】

成年後見制度利用促進作業部会 委員名簿
計画策定経過
用語解説

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

成年後見制度については、「金沢市地域福祉計画 2018」、「長寿安心プラン 2018」及び「ノーマライゼーションプラン金沢 2015」において、その利用を促進することと定めており、今年度、長寿安心プランとノーマライゼーションプランの改定に併せて、成年後見制度がより使いやすくなるような具体的取組や利用促進に関する支援体制の構築について検討し、地域福祉計画の別編として策定することとしました。



「金沢市地域福祉計画 2018 P2」

2 計画の位置づけ

「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条(※)」に規定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置づけます。

※ 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条(第1項)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 計画期間

「金沢市地域福祉計画2018」の対象期間である令和4年度(2022年度)までの2年間の計画として策定します。



第2章 成年後見制度に関する状況

1 金沢市における状況

(1) 認知症高齢者等の人数

認知症高齢者等の成年後見制度の利用が必要と思われる人の数は、年々増え続けています。

(単位:人)

| 年度 | 認知症高齢者 (※) | 療育手帳 所持者 | 精神障害者保健 福祉手帳所持者 |
|-----|---------------|-------------|--------------------|
| H27 | 13,220 | 2,705 | 2,954 |
| H28 | 13,401 | 2,773 | 3,232 |
| H29 | 13,727 | 2,856 | 3,508 |
| H30 | 14,182 | 2,956 | 3,753 |
| R1 | 14,609 | 3,046 | 4,044 |
| R2 | 15,253 | 3,128 | 4,528 |

4月1日現在

※要介護(要支援)認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

(2) 市長申立ての件数

成年後見制度を利用するには、本人や親族等による家庭裁判所への手続き(申立て)が必要となりますが、親族等による支援が受けられない場合に、関係機関からの依頼により市長による申立てを実施しており、件数は、平成27年度からの5年間で約4倍と、大きく増えてきています。

(単位:件)

| 年度 | 認知症高齢者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 合計 |
|-----|--------|-------|-------|----|
| H27 | 11 | 0 | 4 | 15 |
| H28 | 23 | 2 | 5 | 30 |
| H29 | 34 | 0 | 1 | 35 |
| H30 | 43 | 3 | 3 | 49 |
| R1 | 49 | 8 | 6 | 63 |

(3) 報酬助成の件数

市長申立ての場合に限り、低所得者（の成年後見人等）への報酬を助成しており、市長申立件数の増加に伴い増えてきています。

(単位:件)

| 年度 | 認知症高齢者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 合計 |
|-----|--------|-------|-------|----|
| H27 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| H28 | 3 | 1 | 0 | 4 |
| H29 | 12 | 3 | 0 | 15 |
| H30 | 14 | 0 | 5 | 19 |
| R1 | 18 | 2 | 4 | 24 |

2 金沢家庭裁判所管内（石川県内）の状況

○後見等申立件数 (単位:件)

| 年 | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 監督人 | 合計 |
|-----|-----|----|----|-------------|-----|
| H27 | 282 | 59 | 17 | 10 | 368 |
| H28 | 314 | 52 | 8 | 7 | 381 |
| H29 | 328 | 61 | 12 | 7 | 408 |
| H30 | 306 | 67 | 16 | 9 | 398 |
| R1 | 296 | 63 | 23 | 4 | 386 |

○申立人と本人の関係別件数 (単位:件)

| 年 | 本人 | 親族 | 法定後見人等 | 任意後見人等 | 市区町村長 | 合計 |
|-----|----|-----|--------|--------|-------|-----|
| H27 | 45 | 279 | 0 | 5 | 36 | 365 |
| H28 | 31 | 269 | 6 | 8 | 63 | 377 |
| H29 | 51 | 265 | 5 | 2 | 75 | 398 |
| H30 | 53 | 243 | 5 | 15 | 78 | 394 |
| R1 | 57 | 226 | 6 | 3 | 89 | 381 |

○本人の年齢別・男女別件数 (単位:件)

| 年 | 65歳未満 | | 65歳以上 | |
|-----|-------|----|-------|-----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| H27 | 40 | 23 | 109 | 173 |
| H28 | 37 | 27 | 100 | 192 |
| H29 | 45 | 33 | 100 | 200 |
| H30 | 52 | 22 | 118 | 177 |
| R1 | 39 | 19 | 111 | 192 |

○成年後見人等と本人の関係別件数 (単位:件)

| 年 | 親族 | 弁護士 | 司法書士 | 社会福祉士 | その他個人 | 法人 | 合計 |
|-----|-----|-----|------|-------|-------|----|-----|
| H27 | 143 | 52 | 137 | 18 | 35 | 4 | 389 |
| H28 | 146 | 49 | 131 | 37 | 33 | 5 | 401 |
| H29 | 116 | 57 | 150 | 46 | 33 | 5 | 407 |
| H30 | 127 | 49 | 111 | 45 | 43 | 3 | 378 |
| R1 | 122 | 65 | 115 | 43 | 31 | 3 | 379 |

○成年後見制度の利用者数 (単位:人)

| 年 | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意 | 合計 |
|-----|-------|-----|-----|----|-------|
| H27 | 1,844 | 271 | 97 | 22 | 2,234 |
| H28 | 1,920 | 299 | 104 | 25 | 2,348 |
| H29 | 1,954 | 313 | 107 | 22 | 2,396 |
| H30 | 1,987 | 362 | 109 | 28 | 2,486 |
| R1 | 2,014 | 394 | 120 | 30 | 2,558 |

3 金沢市における成年後見制度等に関する取組み

(1) 金沢権利擁護センター（金沢市社会福祉協議会に委託）

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるための各種相談支援や権利擁護に関する周知・啓発などを行う機関として、平成19年4月に設置しています。

<主な取組み>（カッコ内は令和元年度の実績、以下同じ）

- ・ 成年後見制度に関する相談・支援（相談・支援件数：225件）
- ・ 権利擁護に関する人材育成（権利擁護セミナーの開催）
- ・ 法人後見の受任
- ・ パンフレット作成
- ・ 石川県社会福祉協議会より日常生活自立支援事業の実施を受託（利用者数：114名）

(2) 金沢市地域包括支援センター（医療法人や社会福祉法人等に委託）

地域で暮らす高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための機関として、平成18年4月に市内19か所に設置しています。

<成年後見制度等に関する主な取組み>

- ・ 成年後見制度利用支援（本人・親族・市長申立支援件数：45件）
- ・ 権利擁護に関する相談対応（相談件数：976件）

(3) 金沢市障害者基幹相談支援センター（金沢市福祉局障害福祉課）

障害のある人が安心して暮らしていけるよう相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うための機関として、平成28年10月に設置しています。

<成年後見制度等に関する主な取組み>

- ・ 相談支援事業所などの関係機関や本人・親族からの相談対応

4 成年後見制度の利用促進に向け取り組むべき課題

(1) 周知・理解の促進

全国的にみても、制度が必要と思われる人の数（認知症高齢者数や知的・精神障害者数）に対して利用している人の数が少ないことから、制度の周知や理解が不十分であると考えられます。

(2) 相談・支援体制の充実

本人・親族が自ら手続き（申立て）を行うには、制度が複雑であることや手間がかかることも、制度の利用促進を阻害する一因であると考えられます。

(3) 連携体制（地域連携ネットワーク）の整備

制度の利用については、各機関において個別の相談対応等を実施していますが、利用促進に向けた取組みや関係機関同士の総合調整を行う機関がありません。

(4) 適切な後見人等の選任

後見人等の選任は家庭裁判所の権限ですが、利用者のニーズや生活状況等に合った選任を行うための判断材料が少ない状況です。

(5) 後見人等への支援体制の整備

後見人等からの相談等に関しては、これを監督する家庭裁判所が対応していますが、福祉的観点から利用者の最善の利益を図るための助言等が困難です。

(6) 早期からの利用促進

後見・保佐・補助の3種類のうち、後見類型の利用者が全体の80%を超えており、制度の利用が望ましい場合であっても社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度利用につながりにくい状況にあります。

(7) 担い手の確保

今後、制度の周知・理解が促進され利用者が増えていった場合に、制度の担い手となる成年後見人等のなり手不足が懸念されます。

(8) 利用者が安心できる制度の運用

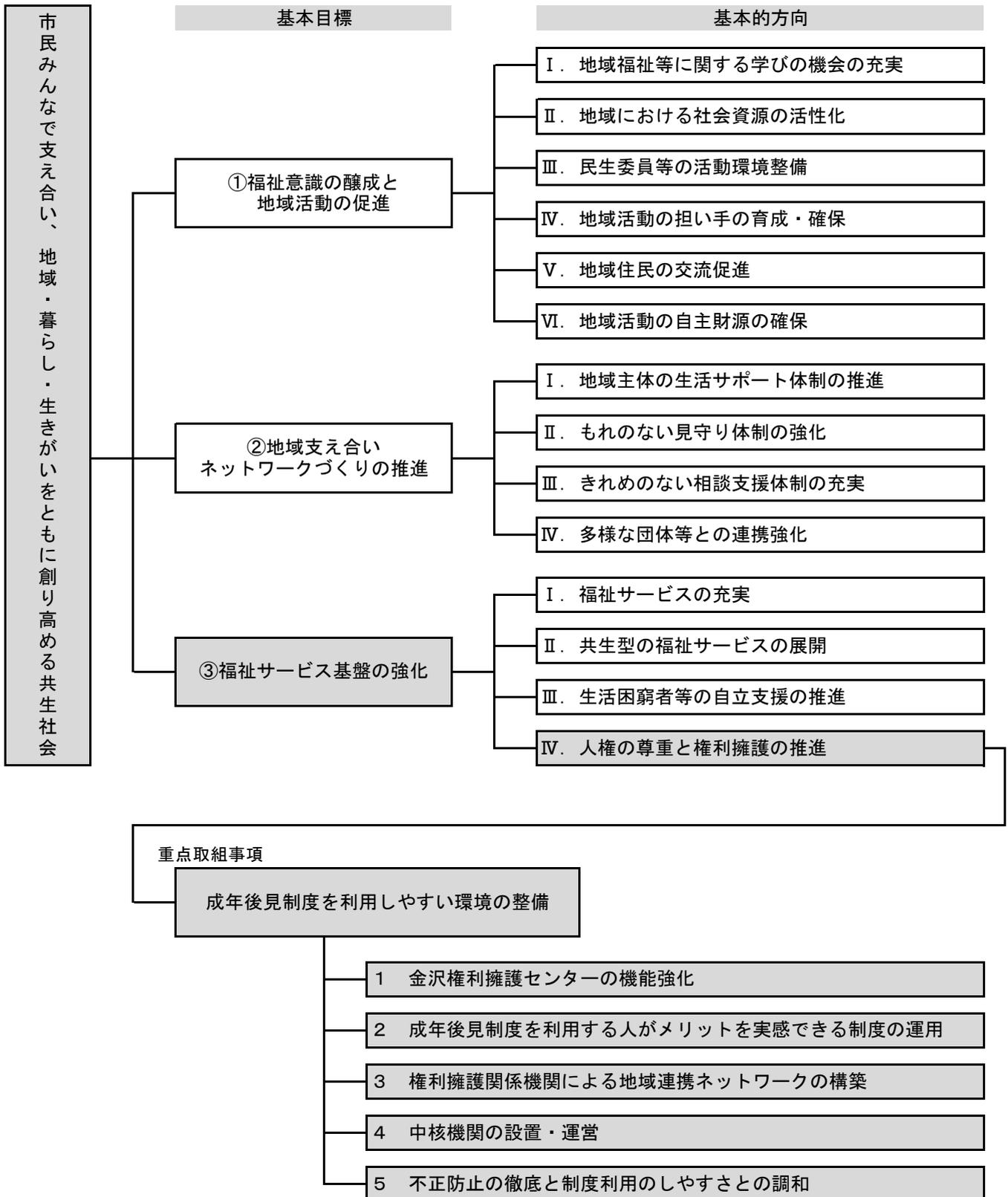
後見人等による不正への懸念や後見人等への報酬が発生した場合の経済的負担など、制度のデメリットへの抵抗感が存在します。

第3章 計画の方向性

「金沢市地域福祉計画 2018」本編における基本目標「③福祉サービス基盤の強化」の「IV. 人権の尊重と権利擁護の推進」の重点取組事項「成年後見制度を利用しやすい環境の整備」として記載の5つの項目（次ページ参照）の具現化を目標とします。

本計画期間（2022年度まで）においては、特に、成年後見制度の利用促進に向けた体制づくりを柱に取り組むこととし、5つの項目うち「3 権利擁護関係機関による地域連携ネットワークの構築」と「4 中核機関の設置・運営」を中心に計画を策定します。

○計画の体系



第4章 具体的取組み

1 金沢権利擁護センターの機能強化

地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置に向けた取組を進める上で、金沢権利擁護センターにおける業務の追加・拡充等について検討し、機能強化を図ります。

*課題(1)～(3)に対応

2 成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度を利用する人がメリットを実感できるよう、広報機能・相談機能の整備により、早期(任意後見や保佐・補助類型)からの利用促進を図るとともに、後見人等への報酬助成のあり方について検討します。

また、意思決定支援等について、国が示す各種ガイドラインに沿った運用が行われるよう、ガイドラインの周知等を行っていきます。

*課題(1)～(8)に対応

3 権利擁護関係機関による地域連携ネットワークの構築

(1) 判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等の権利擁護支援を図るため、権利擁護関係機関(行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)の協働による地域連携ネットワークを構築します。

*課題(3)、(5)に対応

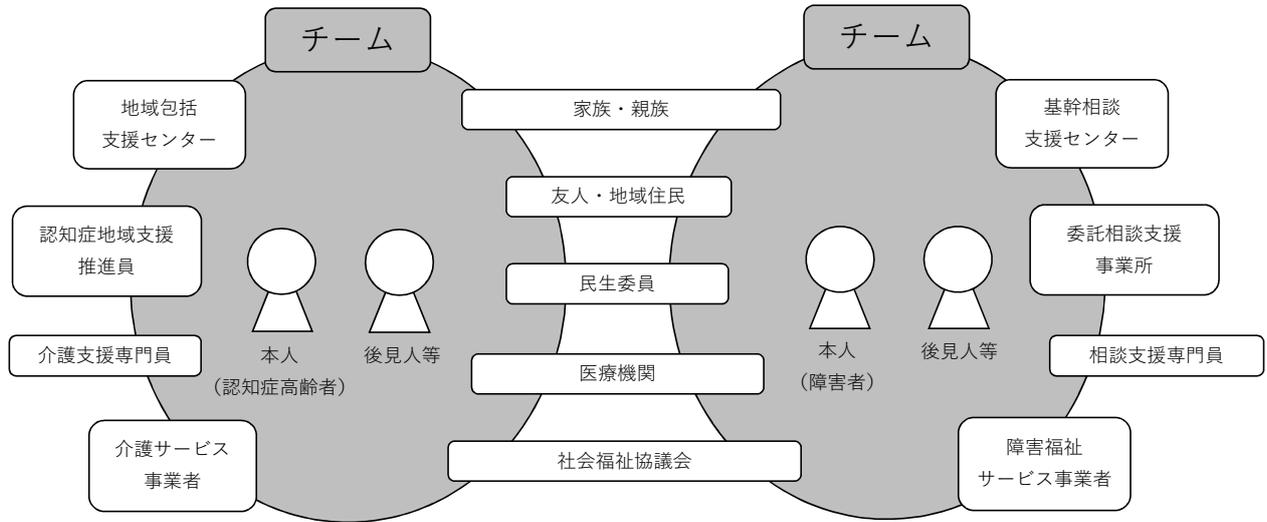
<チーム>

後見人等を含めた「チーム」による見守り体制を構築するため、既存の地域ケア個別会議等を活用するなど、柔軟な運用による見守りを実施します。

<協議会>

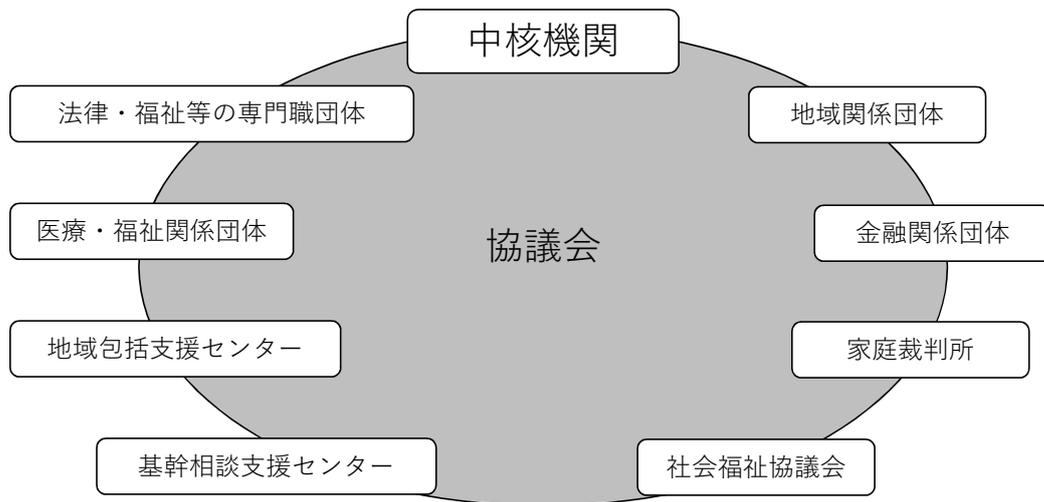
法律・福祉の専門職団体や相談支援機関等の関係機関で構成される「協議会」を組織し、「チーム」への支援方針や、地域連携ネットワーク構築に向けた連携強化策等について協議します。

「チーム」のイメージ



本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と後見人等が「チーム」となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

「協議会」のイメージ



「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体で、中核機関が事務局機能を担います。

(2) 地域連携ネットワークの4つの機能について、協議会での検討を踏まえながら、段階的に整備していきます。

*課題(1)～(7)に対応

<広報機能>

SNS等を活用した多様な情報発信や、市民・事業者向けの研修会の開催、複数の関係機関の連携による周知活動の実施など、周知方法の工夫により、広報機能を充実させます。

また、その人に合った権利擁護支援が受けられるよう、制度のメリットだけではなく、デメリットについても正しく理解してもらえるような広報に努めます。

<相談機能>

制度を必要とする人の利用につながるよう、関係機関等からの相談に応じ、集約した情報や権利擁護支援のためのニーズ精査の結果を踏まえ、必要な支援を行います。

また、各関係機関における相談対応力の強化や、対応方針の統一化等について検討します。

<成年後見制度利用促進機能>

家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代等の支援や市民後見人・法人後見の担い手の育成、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行について検討します。

<後見人支援機能>

親族後見人や市民後見人等へのバックアップ体制について検討します。

4 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、地域連携ネットワークの4つの機能の段階的整備に合わせた運営体制を確保します。

*課題(1)～(7)に対応

<中核機関>

地域連携ネットワークの中核的な機関として「チーム」への支援や「協議会」の運営について中心的役割を果たすことで、法律・福祉等の専門知識やノウハウを蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての機能を担います。

5 不正防止の徹底と制度利用のしやすさとの調和

1～4の取組みの実施により、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備することで、不正防止を徹底するとともに、制度利用のしやすさとの調和を図ります。

*課題（8）に対応

【参考資料】

成年後見制度利用促進作業部会 委員名簿

| | 氏名 | 所属等 |
|------|-------|-------------------------------------|
| 1 | 梅野 金一 | 金沢市介護サービス事業者連絡会副会長 |
| 2 | 岡 宏 | 金沢市医師会 |
| 3 | 北島 正悟 | 金沢弁護士会 |
| 4 | 小堺 有希 | 石川県相談支援専門員協会 |
| 5 | 齋田 和樹 | 石川県社会福祉士会 |
| 6 | 高野 善一 | 金沢市民生委員児童委員協議会会長 |
| 7 | 辻村 渉 | 金沢市社会福祉協議会 金沢権利擁護センター所長 |
| 8 | 中 恵美 | 金沢市地域包括支援センターとびうめセンター長 |
| 9 | 前田 勇喜 | 石川県司法書士会 成年後見センター・リーガルサポート石川県支部長 |
| ◎ 10 | 真砂 良則 | 北陸学院大学人間総合学部教授 |

◎は部会長

(50音順、敬称略)

計画策定経過

| 日程 | 内容 |
|----------------------|---|
| 令和2年8月3日 | 第1回成年後見制度利用促進作業部会 ・金沢市における成年後見制度の状況について ・金沢家庭裁判所管内（石川県内）の状況について ・金沢市における成年後見制度等に関する取組みについて ・成年後見制度の利用促進に向けて取り組むべき課題について ・計画の策定方針について |
| 令和2年10月9日 | 第2回成年後見制度利用促進作業部会 ・「金沢市地域福祉計画2018 成年後見制度利用促進編（仮称）」骨子案について |
| 令和2年11月10日 ～12月9日 | パブリックコメント手続の実施 （意見者数：2名、意見数：6件） |
| 令和2年12月24日 | 第3回成年後見制度利用促進作業部会 ・パブリックコメント手続の実施結果について ・「金沢市地域福祉計画2018 成年後見制度利用促進編」案について |
| 令和3年1月21日 | 金沢市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会に 「金沢市地域福祉計画2018 成年後見制度利用促進編」案を提示 |
| 令和3年3月19日 | 「金沢市地域福祉計画2018 成年後見制度利用促進編」を策定 |

用語解説

○地域連携ネットワーク

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする。

○チーム

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。（12ページも参照）

○協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。（12ページも参照）

○中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

中核機関の役割として、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、地域において「3つの検討・専門的判断（①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断）」を担保する「進行管理機能」がある。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークがオ) 不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められている。